

議案第44号

世田谷区立区民農園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 1区画あたりおおむね10平方メートルの規模の区民農園を設けるとともに、使用料の額を改定する必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区立区民農園条例の一部を改正する条例

世田谷区立区民農園条例（平成5年11月世田谷区条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条中「おおむね15平方メートルである」を「次に掲げる規模の」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) おおむね10平方メートル
- (2) おおむね15平方メートル

第11条第1項中「11,520円」を「、次の各号に掲げる規模に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) おおむね10平方メートル 10,200円
- (2) おおむね15平方メートル 15,240円

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の第11条第1項の規定は、施行日以後に利用の承認を受けた者の令和7年10月1日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の承認を受けた者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の承認を受けた者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。